

2019年4月サービス開始!!

働き方改革時代の新しい学びのツール

ビジネス教育出版社の

～ウェブセミナー・シリーズ～

ウェブセミナー『2019年度対応 年金基礎』

### 「ウェブセミナー」とは

- ・四つの機能（動画コンテンツ・音声コンテンツ・テキストレジュメ・確認テスト）を活用し、業務知識を学べる新しいeラーニングシステムです
- ・さまざまなデバイス（PC・スマホ・タブレット）で利用でき、場所を選ばず、好きな時間でセミナー受講と同等、それ以上の効果が期待できます

### 「2019年度対応 年金基礎ウェブセミナー」の内容

- ・2019年4月から適用となる新制度に対応した、公的年金の解説講義と確認テストで構成しています

#### ●教材構成・カリキュラム

テーマ	内容	収録時間数
1. 公的年金基礎と老齢基礎年金額	①老後生活費と公的年金の位置づけ ②現状の公的年金制度の仕組み ③被保険者区分 ④保険料と年金額	19分33秒
2. 厚生年金の基礎①	①65歳前と65歳以降の老齢厚生年金の違い ②老齢厚生年金の額	15分36秒
3. 厚生年金の基礎②	①加給年金と振替加算の関係 ②モデル年金額 ③ねんきん定期便	16分55秒
4. 老齢年金の繰上げ、繰下げ	①繰上げと繰下げ ②実務上の注意点	15分41秒
5. 在職老齢年金制度	①65歳前と65歳以降の制度概要 ②年金支給停止の条件 ③働き方による年金減額の違い	13分38秒
6. 雇用保険制度と年金	①高年齢雇用継続給付 ②失業給付 ③マクロ経済スライド	16分57秒
7. 障害年金の基礎	①国民年金と厚生年金の支給要件 ②障害基礎年金 ③障害厚生年金	13分49秒
8. 遺族年金の基礎	①国民年金と厚生年金の支給要件 ②受給できる遺族の要件 ③遺族年金と老齢年金の併給	21分30秒
9. 手続きと税金	①年金・雇用保険の手続 ②年金の税金	13分02秒
10. 預かり資産へのアプローチ	①年金対策の考え方 ②年金制度の欠点を埋める対策 ・年金増額・税制優遇・商品の活用	21分09秒

担当講師：有限会社ピージェイハーベスト 代表取締役 沖倉 功能

※テーマ毎に確認テスト（5問）をweb上で受講いただけます。

#### ●サービス提供価格

コース名	受講料金（税別）
2019年度対応 年金基礎ウェブセミナー 3ヵ月コース	6,000円
2019年度対応 年金基礎ウェブセミナー 6ヵ月コース	10,000円

※3ヵ月・6ヵ月コースともにコンテンツは同じです。

#### ●推奨利用環境

ブラウザ：Internet Explorer 9以上、Edge、Safari、GoogleChrome  
講義映像・音声は、弊社eラーニングシステム内でのストリーミング配信になります。  
スマートフォンなどモバイル端末をご利用の場合は、4G回線ではなくwi-fi環境でのご利用をお勧めします。  
ご利用の機種・ブラウザ・アプリによっては動作に制約がある場合があります。あらかじめご了承ください。

お問合せ・お申込みは…



ビジネス教育出版社  
BUSINESS KYOIKU SHUPPANSHA

教育事業部

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-13

TEL:03(3221)5365 FAX:03(3222)7878

E-mail:webexc@bks.co.jp URL:https://www.bks.co.jp

# 教材イメージ

## ① 講義映像

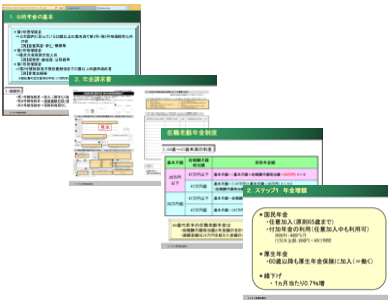
講義動画をストーリーミング再生で視聴できます。レジュメも講義の内容に合わせて、画面に表示されます。



講義動画サンプル

## ③ レジュメ

レジュメデータを表示・ダウンロードできます。事前に印刷して手元資料とすることも可能です。



レジュメサンプル

ウェブエクササイズ

企業コード:

ID:

パスワード:

IDとパスワードでログイン!

## ② 音声再生

講義音声をストーリーミング再生で聞くことができます。画面にレジュメを表示しながら利用することもできます。

## ④ 確認テスト

各問題に回答し、採点を行うと直ちに採点結果と解説が表示されます。

講義内容の確認問題 (全5問) です

問1 公的介護保険の第2号被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上60歳未満の医療保険加入者である。

○  ×

問2 老齢厚生年金に加給年金額が加算されるためには、老齢厚生年金の受給権者本人が有する厚生年金保険の被保険者期間が原則として25年以上なければならない。

○  ×

問3 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持され、かつ、所定の条件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。

○  ×

問4 国民年金の第1号被保険者によって生計を維持している配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金の第3号被保険者となる。

○  ×

問5 国民年金の付加年金の額は、400円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じた額である。

○  ×

採点

問題番号	正解	不正解	合計
問1	○	×	2
問2	○	×	2
問3	○	×	2
問4	○	×	2
問5	○	×	1
合計	5	0	5

確認テストサンプル

詳しくは、弊社専門スタッフへお問い合わせください



**ビジネス教育出版社**  
BUSINESS KYOIKU SHUPPANSHA

教育事業部

TEL: 03(3221)5365

FAX: 03(3222)7878

E-mail: webexc@bks.co.jp

URL: https://www.bks.co.jp